

静岡福祉大学 新型コロナウイルス感染防止に向けた対応指針【令和2年12月1日改訂版】

静岡県が示す「6段階警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」を参考に、本学独自に項目ごとにレベルを設定

「新しい生活様式」を踏まえた学校運営、日常生活を心掛ける（最低1m以上のソーシャルディスタンス、まめに手洗い・手指消毒、マスク着用等咳エチケット順守、3密回避等の感染防止対策）

各項目の危機レベル（2021年5月11日時点）						
A:構内立入	B:授業	C:勤務体制	D:学内施設・活動	E:学内会議	F:イベント	G:出張
2	2	2	2	2	2	3

参照：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

レベル	A:構内立入	B:授業		C:勤務体制		D:学内施設・活動						E:学内会議	F:イベント	G:出張	
		講義	実技・演習・実習 (学外実施含む)	教員	事務職員	図書館	学内食堂	売店	体育館・ グラウンド	地域交流 センター	クラブ・ サークル				
0	通常														
1	一部制限	・来訪者受入可 日時、所属・ 氏名等の記録	・対面授業 ※合理的配慮が必要な 学生は個別対応	・対面授業 ※合理的配慮が必要な 学生は個別対応	・通常 時差通勤等 推奨	・入場者数制限 定員1/2以内 ・学内利用者 利用時間90分以内 ・学外利用者 利用時間90分以内	・営業 席数制限	・営業 店舗内の人数 制限	・学内利用者 利用可 ・学外利用者 利用可	・センター施設 利用可 ・センター活動 活動可（イベ ント申請必須）	・活動可 ※活動は2時間 以内/日。 ※合宿等学外活動は 顧問等の了解を得 ること。	・対面会議可 時間短縮（原則1時 間以内） ※連絡会議はメール	・集客型イベント可 イベント申請必須	・県内可 ・県外可 ・海外可 渡航制限対象 国以外 届出必須	
2	制限（小）	・学生は授業終了 後、直ちに帰宅 を促す。 ・来訪者は入構を 制限する ※許可者のみ	・対面授業 ※合理的配慮が必要な 学生は個別対応	・対面授業 ※合理的配慮が必要な 学生は個別対応	・通常 時差通勤等 推奨	・入場者数制限 定員1/2以内 ・学内利用者 利用時間60分以内 ・学外利用者 利用禁止	・営業 席数制限	・営業 店舗内の人数 制限	・学内利用者 利用可 ・学外利用者 利用可	・センター施設 利用可 ・センター活動 活動可（イベ ント申請必須）	・活動可 ※活動は2時間 以内/日。 ※合宿等学外活動は 自粛	・対面会議一部可 少人数の会議のみ可 （概ね10人以内） 時間短縮（原則1時 間以内） ※連絡会議はメール	・集客型イベント可 イベント申請必須 オンラインイベント 推奨	・県内可 ・県外可 ・海外可 渡航制限対象 国以外 届出必須	
3	制限（大）	・学生、来訪者、 教職員の入構を 制限する。 ※許可者のみ	・在宅授業（遠隔）	・在宅授業（遠隔）	・在宅勤務可	・在宅勤務 1/2～1/3体制	・利用禁止	・休業	・休業	・利用禁止	・センター施設 利用不可 ・センター活動 自粛	・活動自粛	・対面会議不可 web会議、メール を推奨 情報共有・伝達は メール活用	・集客型イベント不可 オンラインイベント 推奨	・県内可 不要不急の 出張は控える ・県外不可 ※県外とは緊急 事態宣言が 発出されて いる地域を 指す。 ・海外不可
4	原則停止	・教職員・校舎管 理業者以外は 入構不可	・在宅授業（遠隔）	・在宅授業（遠隔）	・在宅勤務 原則として、 全員在宅	・在宅勤務 原則として、 全員在宅	・利用禁止	・休業	・休業	・利用禁止	・センター施設 利用不可 ・センター活動 自粛	・活動自粛	・対面会議不可 web会議、メール を推奨 情報共有・伝達は メール活用	・開催不可	・県内不可 ・県外不可 ・海外不可

2021/1/18 「A：構内立入」をレベル1からレベル2に変更、「G：出張」をレベル2からレベル3に変更

2021/3/24 「G：出張」をレベル3からレベル2に変更

2021/5/11 「E：学内会議」をレベル1からレベル2に変更、「G：出張」をレベル2からレベル3に変更